院医療自立芸 に 3 を に 4 を に 5 を 調気 国内に限る)の 西および助成数 にないかん・ウェアルコールは そうう 自 依 う 閉存症・ す。ただ、(精神通 助院経療 症・精和の

成し済機 した的関

申請に必要 (1) 申請に必要 (2) 申請に必要 (2) 申請に必要 (2) 申請に必要 (3) 課 (2) 申請に必要 (4) 申述 (4) 一度 (4 振込口 o $\widehat{4}$ ず月町月 |口座番号 |にあります) 額民か 9税ら 課 6 0 税 月 の 0 帯場 保健 円に合

交心の 費病 の気 部治 を 療 中 成め

院

など、

ツタ

年 談

3 対

応

と発ガ春院北

0

医

療機関

を対

ル

成る海札

18相道幌

要な

もの

緑

児市ん

童立は

は最未満の

0

お

で 方に

法 通

「特定疾患なる ○対象となる ・対象となる が交付されて が交付されて の条件となる で通院する に通院する 「脳脊髄液減少症診小児慢性特定疾患医 症患者対策医 一な 四および助成額 部を助る よる T 炎進行防 び場 ます 41 方合 ることが 成療中 で最 も医

の

方

合

 \mathcal{O}

2

分

0

1

0

額

东

助

成

である

療受給者 院したとなった。 医

そ ④ 課 ③ ② 写 の 銀 健 通 印 他 行 康 院 受給者証、 を属は当)通院証 該年 年 方度 度 込係書 口座 に 用 番り紙 6

または認定書などのなる「特定疾患等」の 0 ます月の町 額9別民税 号する 課 0 月 の 0 帯場 円に のの

■問合せ 福祉保健課(☎47-5555 総合福祉センター窓口7番)

児童扶養手当や特別児童扶養手当 などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保 護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養 手当などが支給されていますが、平成27年4月 から物価指数の変動などにより、支給額が増額 となりました。

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、ひとり親で児童を養 育している方などに支給される手当です。

■特別児童扶養手当 20 歳未満の精神または身 体に障がいをもつ児童を養育している方に支 給される手当です。

す

限る

- ■特別障害者手当 20歳以上で重度の障がいに あるため、日常生活において常時介護を必要 とする障がい者本人に支給される手当です。
- ■障害児福祉手当 20 歳未満で重度の障がいに あるため、日常生活において常時介護を必要 とする障がい児本人に支給される手当です。
- ■福祉手当(経過措置分)

昭和61年3月末日まで福祉手当を受給してい た 20 歳以上の人で、特別障害者手当・障害基 礎年金のいずれかの支給を受けられなかった 人に支給される手当です。

■支給額(月額) 平成27年4月分から支給額 が増額となりました。

手当の種類	平成 27 年 3 月分まで		平成 27 年 4 月分から	
児童扶養手当 (児童が1人の場合)	全部支給額	所得により支給制限を 受ける場合の支給額	全部支給額	所得により支給制限を 受ける場合の支給額
	41,020円	41,010 円~ 9,680 円	42,000円	41,990 円~ 9,910 円
特別児童扶養手当(1級)	49,900 円		51,100 円	
特別児童扶養手当(2級)	33,230 円		34,030 円	
特別障害者手当	26,000 円		26,620 円	
障害児福祉手当	14,140 円		14,480 円	
福祉手当(経過措置分)	14,140 円		14,480 円	

4月6日から 「新入学(園)期の安全旬間」

新入学・新入園の時期を迎え、4月6日(月)から 15日休までの10日間「新入学(園)期の安全 旬間」が実施されます。

ドライバーは安全運転に心がけ、周りの大人 は子どもを見かけたら正しい交通マナーを示し てあげましょう。

また、交通事故に遭わない、起こさないよう 交通安全の大切さを家庭や職場で話し合いま

子どもたちを交通事故から守りましょう

しょう。

- ■運動の重点
- ○新入学(園)児童・園児の 交通事故防止
- ○すべての座席のシートベ ルトとチャイルドシート の正しい着用の徹底



訓子府町交通安全推進委員会

交通事故巡回相談所を開設

北海道交通事故相談所の巡回相談が行われま す。交通事故により、人身や物損などの被害を受 けた方やその家族からの賠償問題などに対し、専 任の相談員や弁護士が相談に応じます。

予約制ですので、相談の週の月曜日まで(月曜 日が祝日の場合は、前の週の金曜日まで) にオホ ーツク総合振興局環境生活課までご連絡くださ 61

- ○と き 4月22日、5月20日、6月24日、 7月22日、8月19日、9月16日、10月14 日 · 28 日、11 月 18 日、12 月 16 日、1 月 20 日、2月24日、3月23日 いずれも水曜日 13 時~ 16 時
- ○ところ 北見交通安全研修センター
- 受付時間 8 時 45 分~ 17 時 30 分 (土曜・日曜・祝日を除く)
- ○申込み オホーツク総合振興局環境生活課 **(2** 0152-41-0783)

4月20日(月)~30日(木)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最 も火災が発生しやすい時季です。

この期間の火災の発生を防止し、死傷事故や 財産の損失を防ぐことを目的とし、全道一斉に 「春の火災予防運動」が行われます。期間中、 消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう

例年この時季になると野火が多く発生します 原因の多くは、ごみ焼き、たばこのポイ捨て、 火遊びによる人的原因によるものです。

ちょっとした不注意から大きな火災になりま すので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯草および作物の殻焼き などを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に 届け出をしてから実施してください。

火が消えるまではその場から離れず、消火の 準備を行い、火災にならないように注意しま しょう。

住宅防火七つのポイント ~三つの習慣・四つの対策~

三つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置 で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず 火を消す

四つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐ ために、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火 器などを設置する
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣 近所の協力体制をつくる

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日 程で実施します。

・実施期間 4月1日(水)~ 20日(月)

■問合せ 消防署訓子府支署(☎ 47-2419)

広報 くんねっぷ 2015.4 広報 くんねっぷ 2015.4 ― ゆ